

<参考> 消費者行政一元化と地方消費者行政拡充のポイント

1. 「消費者安全法案」における消費生活相談窓口の位置づけ

(1) 都道府県の相談体制

都道府県は、広域的な見地を必要とする相談・苦情の処理を行うこと（同法8条1項2号）、政令で定める一定の要件を備える消費生活センターを設置する義務を負う（同法10条1項）。

(2) 市町村の相談体制

市町村は、相談・苦情の処理を行うこと（同法8条2項）、必要に応じ、政令で定める一定の要件を備える消費生活センターを設置するよう努めること（同法10条2項）。

2. 国による地方消費者行政への財政支援（概算要求事項）

(1) 国（国民生活センター）の事業として（約40億円）

- ①国民生活センターが、各地の経験豊富な相談員を「消費生活相談専門家」として委嘱し、地域の小規模相談窓口を巡回して助言・指導する。
- ②国民生活センターが相談員養成講座を地方都市でも複数個所開催する。
- ③P I O - N E T 端末を小規模相談窓口にも配置（補正予算にも計上）

(2) 自治体に対する消費生活センター活性化交付金として（約40億円）

- ①消費生活センターの設置・拡充による相談体制整備の経費を支援する。
- ②休日・夜間等の相談時間の拡大に対する経費を支援する。
- ③相談員が研修に参加する経費の支援
- ④P I O - N E T 入力経費の支援
- ⑤消費生活センター活性化計画の策定・推進のための経費を支援する。

（都道府県2000万円まで、政令指定都市1000万円まで、市町村300万円まで）